

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案における 学校教育法の特例関係骨子

1. 条例の定めるところにより、指定する非営利の法人に公設民 営学校の管理を行わせることができることとする。

【指定する非営利の法人（指定公立国際教育学校等管理法人）】

①学校法人、準学校法人、②一般社団法人、一般財団法人、③特定非営利活動法人であって、その役員が管理を行うために必要な知識又は経験を有するものから、都道府県又は指定都市が指定。〈第12条の3第1項〉

※この他、欠格事由を規定〈第12条の3第2項〉

【公設民営学校の対象（公立国際教育学校等）】

都道府県又は指定都市が設置する ①中高一貫の併設型中学校、②高等学校、③中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの。〈第12条の3第1項〉

【条例で定める事項】〈第12条の3第3項〉

- (1) 指定の手続き
- (2) 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う事項に関する基本的な方針
- (3) 生徒に対してされる入学・卒業又は退学等の処分に関する手続き及び基準
- (4) 管理の基準及び業務の範囲
等

2. 教育委員会が設置者としての最終的な責任を果たせるよう、 教育委員会の一定の関与を確保する。

【教育委員会の関与】

- (1) 指定公立国際教育学校等管理法人は毎年度施設の管理業務について報告する
〈第12条の3第8項〉
- (2) 教育委員会は指定公立国際教育学校等管理法人に管理の業務状況等についての報告を求め調査や必要な指示ができる〈第12条の3第9項〉
- (3) 指定公立国際教育学校等管理法人が指示に従わず、管理の継続が適当でない場合には、指定の取り消しや停止命令ができること〈第12条の3第10項〉

※この他、指定の際には、指定期間を定めること、議会の議決を経ること等も規定。

3. 指定公立国際教育学校等管理法人の管理の業務に従事する者 については、秘密保持義務及び罰則規定を設けるとともに、罰 則の適用について公務員とみなす。〈第12条の3第6項・第7項〉

4. 通常の公立学校と同様に、中学校（中等教育学校前期課程を 含む）の教職員人件費について国庫負担する。〈第12条の3第11項〉